

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第69号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

道路の占用料（以下「占用料」という。）の適正化を図るためその額を改定するとともに占用料の徴収の対象となる占用物件を追加することとしました。

1 占用料の額の改定

占 用 物 件		単 位	占 用 料				
			改 正 前		改 正 案		
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域	
電柱、変 圧塔、郵 便差出 箱その他これらに類する工 作物	電柱及びその支柱類	1本につき1年	円 3,500	円 1,800	円 3,700	円 1,900	
	電話柱及びその支柱類		2,100	1,100	2,200	据置き	
	その他の柱類		210	110	220	据置き	
	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	2,000	1,000	2,100	1,100
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	600	1,300	650
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,100	2,100	4,400	2,200
	郵便差出箱及び信書便差出箱			1,700	850	1,800	900
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,100	2,100	4,400	2,200	
水管、下 水道管、 ガス管 その他これらに類する物件	管 路	長さ1メートルにつ き1年	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	190	95	200	100
			外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	240	120	250	130
			外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	370	190	390	200
			外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	490	250	510	260
			外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	870	440	910	460
			外径が1メートル以上のもの	2,000	1,000	2,100	1,100
	管路以外のもの			1,100	550	1,200	600

鉄道，軌道その他これらに類する施設	占有面積1平方メートルにつき1年	4,100	2,100	4,400	2,200
浄化槽その他これに類する施設		4,100	2,100	4,400	2,200
露店，商品置場その他これらに類する施設		4,100	2,100	4,400	2,200
標 識	1本につき1年	3,300	1,700	3,500	1,800
仮設建築物及び一時収容施設	占有面積1平方メートルにつき1月	410	210	440	220

2 占有料の徴収の対象となる占有物件の追加

道路等に設ける食事施設，購買施設その他これらに類する施設（道路法施行令第7条第6号に掲げる施設に限る。）の占有について，次のとおり占有料を徴収します。

区 分	単 位	占 用 料	
		市街化区域	その他の区域
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価×0.011	
そ の 他 の も の		近傍類似の土地の時価×0.025	

3 規定整備

道路法施行令の一部改正に伴い，規定を整備します。

この条例は，平成24年4月1日から施行することとしました。ただし，3の規定整備については，公布の日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 69 号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「3,500」を「3,700」に、「1,800」を「1,900」に、「2,100」を「2,200」に、「210」を「220」に、「2,000」を「2,100」に、「1,000」を「1,100」に、「1,200」を「1,300」に、「600」を「650」に、「4,100」を「4,400」に、「1,700」を「1,800」に、「850」を「900」に改め、同表法第32条

第1項第2号に掲げる物件の項中

190	95
240	120
370	190
490	250
870	440
1,200	600
2,000	1,000
1,100	550

を

200	100
250	130
390	200
510	260
910	460
1,200	600
2,100	1,100
1,200	600

に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項、法第32条第1項第5号に掲げる施設の項及び法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「4,100」を「4,400」に、「2,100」を「2,200」に改め、同表道路法施行令（以下「令」という。）

第7条第1号に掲げる物件の項中

3,300	1,700
-------	-------

を

3,500	1,800
-------	-------

に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「410」を「440」に、「210」を「220」に改め、同項の次に次の1項を加える。

令第7条第6号 に掲げる施設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	A×0.011
	その他のもの		A×0.025

別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改め、同表令第7条第9号に掲げる器具の項中「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項及び令第7条第9号に掲げる器具の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む1年以下である占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(建設局土木管理部道路河川管理課)